

第1章 島しょ保健医療圏の保健医療体制の推進

第1節 健康づくりと保健医療体制の推進

1 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防

【現状と課題】

◇ 糖尿病・メタボリックシンドローム

糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療や治療中断が問題となっています。糖尿病になり血糖値が高い状態が持続すると、心筋梗塞や脳卒中のリスクが高まるほか、糖尿病性腎症による透析、糖尿病網膜症による失明、血管障害、末梢神経障害・壊疽など深刻な合併症につながるおそれがあります。

東京都における糖尿病有病者の割合は、40歳から74歳までの男性20.3%、女性11.8%となっており、糖尿病予備群の割合は40歳から74歳までの男性11.0%、女性14.7%となっています。島しょ圏域においては、国保データベースにおける各町村の有病率をみると糖尿病が上位に入っており、今後、高齢化が進むことにより、患者の増加が予想されます。糖尿病の予防、早期発見・早期治療及び治療継続により重症化防止を図る必要があります。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）に、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか二つ以上が重複した状態をいい、放置すると、心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病等の発症や重症化を引き起こす可能性が高いとされています。

東京都におけるメタボリックシンドローム該当者の割合をみると、40歳から74歳までの男性28.8%、女性5.5%となっており、メタボリックシンドローム予備群の割合は40歳から74歳までの男性25.6%、女性7.7%となっています。男性の2人に1人がメタボリックシンドロームの該当者及び予備群となっており、生活習慣病の発症・重症化を予防する取組が必要です。

◇ 特定健康診査・特定保健指導の実施

メタボリックシンドローム予備群・該当者を早期に把握し、生活習慣病のリスクがある人に対して、保健指導により疾病の発症予防を目指すため、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられています。

東京都における特定健康診査の実施率は、平成27年度63.4%となっており、全国平均を上回っています。島しょ圏域では、町村国民健康保険における特定健康診査実施率は、低い町村で26.3%、高い町村では97.5%となっています。また、東京都の特定保健指導については平成27年度14.8%と全国平均を下回っています。島しょ圏域では、町村国民健康保険における特定保健指導の実施率は、低い町村で0%、高い町村

で100%の実施率となっており、3町村では10%未満の実施率となっています。

引き続き、特定健康診査の受診率を向上し、特定保健指導については、質を確保しつつ、実施率の引き上げにつながるよう実施方法等の工夫が必要です。

【施策展開の基本方針】

- 糖尿病・メタボリックシンドローム予防に関する島民の理解促進を図り、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上につなげます。
- 町村や医療保険者等が行う発症予防や重症化予防の取組みを推進します。
- 糖尿病合併症の減少を目指し、治療継続に向けた支援を実施します。

【今後の取組】

- 1 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための取組の充実
- 2 生活習慣の改善に関する普及啓発と取組の充実

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図ります。 ・ 生活習慣病について住民に周知を行います。 ・ 未治療の糖尿病患者を医療に結びつけられるよう努力します。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防の取組に着手します。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒に対して健康的な生活習慣について教育を行います。
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病やその改善に関する情報を提供します。 ・ 糖尿病患者の治療継続、重症化予防に向けて適切な指導を行います。
保 険 者 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図ります。 ・ 生活習慣病に関する情報を提供します。 ・ 未治療の糖尿病患者を医療に結びつけられるよう努力します。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病の予防及び重症化予防に取り組みます。 ・ 特定健康診査・特定保健指導をきちんと受診します。
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣改善に関する情報を提供します。 ・ 町村が実施する特定健康診査・特定保健指導の評価事業の支援を行います。